

豊明市と学校法人藤田学園との連携協力に関する包括協定書

豊明市と学校法人藤田学園（以下「両者」という。）は、協定尊重の理念のもとに相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、相互に連携を密にして多様な分野で協力していくための協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携の下、生活環境、保健福祉、都市基盤・産業振興、教育文化、交流、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を実現するため、次の各項を始めとして、人的交流の促進、知的・物的資源の相互活用、地域振興、人材育成、その他両者が必要と認める事項について連携協力する。

- (1) 生活安全・安心（防災、救急等）に関すること
- (2) 健康、社会福祉、社会保障（地域医療、高齢者福祉等）に関すること
- (3) 道路・交通、産業振興（生活道路、バス路線等）に関すること
- (4) 教育研究、生涯学習、文化及びスポーツの振興発展に関すること
- (5) 参加と協働、国際交流（市民公開講座、イベント等）に関すること

（連絡調整窓口）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるため、両者の双方に窓口を設置し、連携協力を進めるに当たり必要な連絡調整を行う。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、この協定書の有効期間満了の日の1月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、同一条件で更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、両者が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年4月30日

豊明市長

学校法人藤田学園 理事長

石川英明 小野雄一郎